

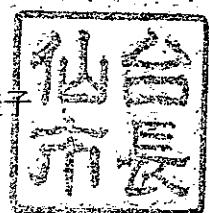


H23 都住開 第 1891 号
平成 24 年 1 月 24 日

仙台市宅地保全審議会会長

飛田 善雄 様

仙台市長 奥山 恵美子



平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う
造成宅地の被害に関する技術的助言について（諮問）

仙台市宅地保全審議会条例第 2 条第 3 号に基づき、平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う市内造成宅地の甚大な被害を鑑みて、地盤変状メカニズム及び対策方針にかかる技術的助言を求めます。



平成 24 年 1 月 24 日

仙台市長 奥山恵美子 様

仙台市宅地保全審議会 会長 飛田 善雄

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う造成宅地の被害に関する技術助言について（答申）

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震に伴う市内造成宅地の被害に対する地盤変状メカニズム及び、対策方針に係る技術的助言を求める諮問について、下記のように答申いたします。

記

- 1) 宅地保全審議会の専門部会である技術専門委員会において、先行して審議を行った 17 地区について、より詳細な調査・検討を行った場合には技術専門委員会へ調査・検討の報告を行うこと。
- 2) 先行審議を行った 17 地区以外の地区についても、17 地区での調査・検討を参考に、今後、技術的観点からの助言が必要な場合には、技術専門委員会委員長に報告し、委員長が必要と認めた場合には、技術専門委員会での検討を行うこと。
- 3) 先行審議を行った 17 地区やその他の地区に関して、技術専門委員会での調査・検討を参考にして、地盤変状、擁壁の補修に対する対策工事を速やかに着手し、住環境の整備改善に努めること。
- 4) また、技術専門委員会において今後とも地盤変位・地下水位などの動態観測が必要とされた地区については、観測を継続して行い、宅地の安全性の確保および観測データの情報公開に努めるとともに、異常な値が観測された場合には、すみやかに技術専門委員会委員長に報告すること。
- 5) なお、対策工事を実施するに当たって、対策工事の施工的観点から工法の変更等を柔軟に実施できる体制を整備し、必要があると判断される場合には、有効な工法への変更・採用を迅速に実施するとともに、施工の実施可能性の観点から、施工に着手する前に施工関係者を含み現地踏査・追加調査等を行うこと。
- 6) 対策工の実施に当たっては、適切な現場管理に努めるとともに、地盤変状に対する対策工の効果判定を適切に行うために、工事後の宅地変状の推移等を監視するための措置を取ること。

被災宅地の独自支援制度の受付を開始します ～東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度の創設～

仙台市では、被災宅地危険度判定等により危険または要注意と判定された4,031宅地の早期復旧を図るため、公共事業による復旧に加え、公共事業の対象とならない、所有者自らが行う擁壁等の復旧工事の費用について助成する方針を示しておりましたが、このたび、本市独自の支援制度として「東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度」を創設することとなりました。

つきましては、平成24年1月30日から申請受付を開始します。

1 制度名

東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度

2 制度の概要

二次災害の恐れがある、危険又は要注意と判定された宅地において、所有者自らが行う擁壁の再築工事、土地の整地工事等に要する工事費のうち100万円を控除した額の90%について、本市が1,000万円を上限として助成します。

なお、当該制度創設前に所有者が行った復旧工事の費用についても、一定の要件を満たす場合には遡及して適用します。

3 当該制度による支援が見込まれる宅地

4,031宅地のうち約2割の宅地

4 事業費

約25億円

5 受付開始日および受付時間

- (1) 平成24年1月30日～(平日のみ)
- (2) 午前9時から午後4時まで

※平成24年1月10日より開設している相談窓口(市役所北庁舎4階開発調整課
宅地支援第一・二係)で受け付けます。混雑が予想されますので、事前に電話で受
け付けのうえご来場ください。(電話022-214-8304)